

区分	検査・手術	手技料 (点数)	備考
内視鏡 検査	超音波内視鏡検査を実施した場合は、300点を所定点数に加算する。 区分番号 D295 から D323 まで及び D325 に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を 2 回以上実施した場合における 2 回目以降の当該検査の費用は、所定点数の 100 分の 90 に相当する点数により算定する。		
	D298-2 内視鏡下嚥下機能検査	600	
	D302 気管支ファイバースコープ	2,500	
	注) 気管支肺胞洗浄法検査を行った場合の加算	+200	
	D306 食道ファイバースコープ	800	
	注 1) 粘膜点墨法を行った場合の加算	+60	
	注 2) 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合の加算	+200	
	D308 胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140	
	注 1) 胆管・膵管造影法を行った場合の加算	+600	
	注 2) 粘膜点墨法を行った場合の加算	+60	
	注 3) 胆管・膵管鏡を用いて行った場合の加算	+600	
	注 4) 拡大内視鏡を用いて狭帯域光観察を行った場合の加算	+200	
	D309 胆道ファイバースコープ	1,400	
	D310 小腸ファイバースコープ		
	1. ダブルバルーン内視鏡によるもの	7,000	
	2. シングルバルーン内視鏡によるもの	3,000	
	3. カプセル型内視鏡によるもの	1,700	
	4. その他のもの	1,700	
	注 1) 2 種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する		
	注 2) 4 について、粘膜点墨法を行った場合の加算	+60	
	D312 直腸ファイバースコープ	550	
	注) 粘膜点墨法を行った場合の加算	+60	
	D313 大腸内視鏡検査		
	1. ファイバースコープによるもの		
	イ. S 状結腸	900	
	ロ. 下行結腸及び横行結腸	1,350	
	ハ. 上行結腸及び盲腸	1,550	
	2. カプセル型内視鏡によるもの	1,550	
	注 1) 粘膜点墨法を行った場合の加算	+60	
	注 2) 拡大内視鏡を用いて狭帯域光観察を行った場合の加算	+200	
検査	D414 内視鏡下生検法 (1 臓器につき)	310	
	D414-2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法 (EUS-FNA)	4,000	
	D415 経気管肺生検法	4,000	
	注 1) ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合の加算 (ガイドシース加算として)	+500	

	注2) CT透視下に当該検査を行った場合の加算 (厚生労働大臣が定める施設基準に適合していて、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関)	+1,000	
	D415-2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法 (EBUS-TBNA)	5,500	
	D419 その他の検体採取 1 胃液・十二指腸液採取 (一連につき)	180	
気管支、 肺	K508 気管支狭窄拡張術 (気管支鏡によるもの)	10,150	
	K508-2 気管・気管支ステント留置術 1. 硬性鏡によるもの	9,360	
	2. 軟性鏡によるもの	8,960	
	K508-3 気管支熱形成術- → 10,150	10,150	新設
	K509 気管支異物除去術 1. 直達鏡によるもの	9,260	
	K510 気管支腫瘍摘出術 (気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	6,700	
食道	K522 食道狭窄拡張術 1. 内視鏡によるもの	9,450	
	2. 食道ブジー法	2,950	
	3. 拡張用バルーンによるもの	12,480	
	注) 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、 第1回目の実施日に1回に限り算定		
	K522-2 食道ステント留置術	6,300	
	K522-3 食道空置バイパス作成術	65,900	(変更: ← 54,020)
	K526 食道腫瘍摘出術 1. 内視鏡によるもの	8,480	
	K526-2 内視鏡的食道粘膜切除術 1. 早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840	
	2. 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100	
	K526-3 内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	11,490	
	K533 食道・胃静脈瘤硬化療法 (内視鏡によるもの) (一連として)	8,990	
	注1) 「一連」とは1週間を目安とする。治療上の必要があつて 初回実施後1週間を経過して実施した場合は改めて所定点 数を算定する。		
	注2) 食道・胃静脈瘤硬化療法と区分番号「K533-2」 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術を併施した場合 (一連の期間内において異なる日に実施する場合を含む。) は、主たるもののみで算定する。		
	K533-2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 (横隔膜)	8,990	
	注) 一連の期間 (概ね2週間) において1回限り算定する。 治療上の必要があつて初回実施後2週間を経過して実施した場合は 改めて所定点数を算定する		
胃、十二 指腸	K651 内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210	
	K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	6,460	
	1. 早期悪性腫瘍粘膜切除術		
	2. 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	18,370	

	3. 早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230
	4. その他のポリープ・粘膜切除術	5,200
K653-3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,200
K653-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460
K653-5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480
K654	内視鏡的消化管止血術	4,600
	注) 内視鏡的消化管止血術は1日1回、週3回を限度として算定する	
K664	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）	6,070

区分番号K 6 6 4に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

K939-5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	2,500
--------	---------------	-------

注1) 区分番号K 6 6 4に掲げる手術に当たって、嚥下機能評価等を実施した場合に算定

注3) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定

H004	摂食機能療法（1日につき）	185
------	---------------	-----

注1) 摂食機能障害を有する患者に対して、30分以上行った場合に限り、1月に4回を限度として算定する。ただし、治療開始日から起算して3月以内の患者については、1日につき算定できる

注2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施している患者又は胃瘻を造設している患者に対して実施した場合は、治療開始日から起算して6月以内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する

イ	経口摂取回復促進加算 1	185 点
ロ	経口摂取回復促進加算 2	20 点

イとロの
加算に分割

	K664-2	経皮経食道胃管挿入術（PTEG）	14,610
	K665-2	胃瘻抜去術	2,000
	J043-4	経管栄養カテーテル交換法	200
胆嚢、胆道	K681	胆嚢外瘻造設術	9,420
	K682	胆管外瘻造設術 2. 経皮経肝によるもの	10,800
	K682-2	経皮的胆管ドレナージ術	10,800
	K682-3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術（ENBD）	10,800

K682-4	超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）	23,450	（変更：← 21,320）
	腹腔内の膿瘍形成に対し、コンベックス型超音波内視鏡を用いて瘻孔形成術を行った場合に算定する。この際の超音波検査及び内視鏡検査の費用は所定点数に含まれる。なお、腓仮性嚢胞、腓膿瘍、閉塞性黄疸又は骨盤腔内膿瘍に対し、コンベックス型超音波内視鏡を用いて瘻孔形成術を行った場合についても本区分で算定する。		
※	内視鏡的胆道結石除去術	1. 胆道碎石術を伴うもの	11,920
K685		2. その他のもの	8,320
※バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。K685,K686,K687,K688に準ずる			
※	内視鏡的胆道拡張術		13,820
K686			
※	内視鏡的乳頭切開術	1. 乳頭括約筋切開のみのもの	11,270
K687		2. 胆道碎石術を伴うもの	24,550
	注）短期間又は同一入院期間中、回数に関わらず第一回目の実施日に1回限り算定する。		
※	内視鏡的胆道ステント留置術		11,540
K688			
K689	経皮経肝胆管ステント挿入術		12,270
肝	J017	エタノールの局所注入	1,000
		注）肝癌に対してエタノール局所注入した場合に算定	
K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置		
	1. 開腹して設置した場合		17,940
	2. 四肢に設置した場合		16,250
	3. 頭頸部その他に設置した場合		16,640
K615	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）	3.その他のもの	18,620
			（変更：← 16,930）
K697	肝内胆管外瘻造設術	2. 経皮経肝によるもの	10,800
K697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）		
	1. 2センチメートル以内のもの		
	イ. 腹腔鏡によるもの		16,300
	ロ. その他のもの		15,000
	2. 2センチメートルを超えるもの		
	イ. 腹腔鏡によるもの		23,260
	ロ. その他のもの		21,960
膵	K699	膵結石手術	2. 経十二指腸乳頭によるもの
	K699-2	体外衝撃波膵石破碎術（一連につき）	19,300

注) 破碎した膀胱石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的膀胱石除去加算として、一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。

	K707	膀胱外瘻造設術 1. 内視鏡によるもの	18,370	
	K708	膀胱外瘻造設術	18,810	
	K708-3	内視鏡的膀胱ステント留置術	22,240	
空腸、他	K721	内視鏡的大腸ポリープ切除術 1. 長径2センチメートル未満	5,000	区分変更
		2. 長径2センチメートル以上	7,000	
	K721-2	内視鏡的大腸ポリープ切除術 1. 長径2センチメートル未満	5,000	削除
		2. 長径2センチメートル以上	7,000	
	K721-3	内視鏡的結腸異物摘出術	5,360	
	K721-4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	18,370	
	K722	小腸結腸内視鏡的止血術 注) 小腸結腸内視鏡的止血術は1日1回、週3回を限度として算定する。	10,390	
	K725	腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140	
	※	小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	11,090	
	K735-2	※バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。		
	K735-4	下部消化管ステント留置術	9,100	
	K738	直腸異物除去術 1. 経肛門 (内視鏡によるもの)	6,700	
	K739	直腸腫瘍摘出術 (ポリープ摘出を含む) 1. 経肛門	4,010	
肛門	K743	痔核手術 (脱肛を含む) 1. 硬化療法	1,380	
		2. 硬化療法 (四段階注射法によるもの)	4,010	
		3. 結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390	
その他	J002	ドレーン法 (ドレナージ) (1日につき) 1. 持続的吸引を行うもの	50	
		2. その他のもの	25	
	J034	イレウス用ロングチューブ挿入法	610	(変更: ← 200)
		注1) 2日目以降は、区分番号「J002」ドレーン法 (ドレナージ) の所定点数により算定する。		
		注2) 経肛門的に挿入した場合においても本区分により算定する。		
	K637-2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800	